

様式第 1 号（別紙 1）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 奈良県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、奈良県及び王寺町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - ・移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - ・移住支援金の申請日から 3 年未満に王寺町以外の市町村に転出した場合：全額
  - ・移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
  - ・奈良県起業家支援事業費補助金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - ・移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に王寺町以外の市町村に転出した場合：半額